

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

働く女性の母性健康管理に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）の関係では、これまで周知等に御協力いただいていたところですが、令和3年7月1日より、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）の様式を変更することとなりました。また、母健措置について広く認識いただくため新しくQ&Aを作成の上ホームページに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金（以下「母健助成金」という。）について、今般、要件等を変更した上で期限を延長することとしました。

具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 母性健康管理措置について

事業主に対しては、母健措置として、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することや、医師等から休業や作業の制限等の指導を受けた場合に、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講ずることが義務付けられており、母性健康管理指導事項の内容が事業主に的確に伝達されるよう、これまで母健カードの利用を推奨してきたところ、令和3年7月1日より母健カードの様式を変更すること。母健措置及び母健カードの詳細については、別紙1を御参照いただきたいこと。

また、妊産婦の方々に母健措置について広く認識いただくため、別紙2のとおり新しくQ&Aを作成しHPに掲載しており、本Q&Aは不育症でお悩みの方にも対応していること。

これらの母健措置に関するリーフレットやQ&Aについて、窓口において妊婦の方に母子健康手帳を交付する際に合わせてお渡しいただくなど、周知に御協力いただきたいこと。

2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金について

母健助成金について、今般、要件等を一部変更した上で、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備して労働者に周知し、当該休暇を取得させる期限について、令和4年1月31日まで延長すること。助成金の詳細については、別紙3を御参照いただきたいこと。

働く妊婦の方から、母健措置及び助成金に関する詳細なお問い合わせや「事業主にどう伝えればよいかわからない」、「事業主に措置を講じてもらえない」、「休業中の給与は支給されるのか」といった問い合わせがあった場合には、勤務先の事業場の所在地を管轄する雇均部(室)の特別相談窓口を御案内いただきたいこと。特別相談窓口の詳細については、別紙4を御参照いただきたいこと。

(参考資料)

女性労働者の母性健康管理のために（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

働く女性の母性健康管理に関するQ&A（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000764004.pdf>

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）

※新型コロナウイルス感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

(担当)

厚生労働省雇用環境・均等局
雇用機会均等課 母性健康管理係

Tel:03-5253-1111（内線 7843）

Fax:03-3502-6762